

「生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について」の説明資料

1 改正の内容

H30. 8. 27 付内閣府通知「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令について」に基づく改正
→全国同じ内容の改正

①未婚のひとり親を寡婦等(寡婦又は寡夫)とみなす特例

未婚のひとり親についても、地方税法上の寡婦(寡夫)控除が適用されるものとみなして保育料を算定する。(寡婦(寡夫)控除のみなし適用)

【改正理由】寡婦等に比べ未婚のひとり親に不利な取扱いとなっているため

【対象者】現時点で該当者はいない。

【改正の施行期日】平成 30 年 9 月 1 日

※保育料の階層区分の根拠となる「市民税所得割合算額」の前年度分から今年度分への切り替えが 9 月 1 日であるため。

・平成 30 年度の保育料

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
H29 年度市民税に基づく保育料					H30 年度市民税に基づく保育料						

②都道府県から(政令)指定都市への税源移譲に伴う特例

○税源委譲に伴う改正(平成 30 年度分以後の個人住民税について適用)

指定都市に住所を有する者の個人住民税の税率

	市町村民税	道府県民税
現行	6 %	4 %
改正後	8 %	2 %

※指定都市以外の市町村は現行どおり(6%)で変更なし

平成 30 年 1 月 2 日以降、指定都市から本市へ転入した人(平成 30 年度住民税については指定都市で課税)について、指定都市以外の市町村に住所を有する者とみなして(市町村民税を 6%として)保育料を算定する。

【改正理由】指定都市で課税される者とそれ以外の者で、保育料の負担が変わることのないよう調整するため

【対象者】現時点で27 世帯 37 名(平成 30 年 1 月 2 日以降指定都市からの転入者)

【改正の施行期日】平成 30 年 9 月 1 日

2 経過措置

平成 30 年 1 月 2 日以降に指定都市から転入した対象者については、9 月分の保育料は特例を適用することなく徴収し、後から還付する。

平成30年1月2日以降 指定都市からの転入者の平成30年度の保育料について

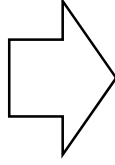
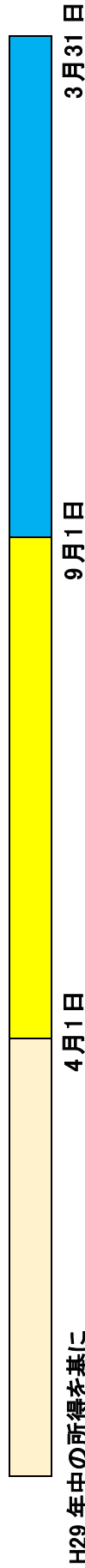
○上記転入者は平成30年1月1日現在 指定都市に居住 → 平成30年度住民税は指定都市で課税
指定都市に住所を有する者の個人住民税の税率（平成30年度分以降の個人住民税について適用）

	市町村民税	道府県民税	計
現行	6%	4%	10%
改正後	8%	2%	10%

※指定都市以外の市町村（生駒市）は現行どおり（6%）で変更なし

そのため、平成30年度市民税に基づく保育料となる9月以降、上記転入者について税制改正の影響が生じる。

条例改正前



条例改正後

